

令和2年(ヨ)第35号

債権者 山口裕子 外6名

債務者 四国電力株式会社

令和3年3月15日

回 答 書

広島地方裁判所民事第4部 御中

債務者訴訟代理人弁護士

田 代



同弁護士

松 繁



同弁護士

川 本 賢



同弁護士

水 野 絵 里 奈



同弁護士

福 田



同弁護士

井 家 武



債権者ら2021年2月19日付け求釈明申立書において債権者らが釈明を  
求める事項については、既提出の書証に記載されている。具体的には、以下に  
回答するとおりである。

1 求釈明申立書第1項について

敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）について想定している基本震  
源モデル及び6.9kmのモデルについて、断層の位置等は乙55（29～33  
頁）に図示しているとおりでである。断層モデルを用いた手法による地震動評  
価に係る各評価ケースの断層モデル及びパラメータは、乙34（6-5-7  
6～6-5-93頁，6-5-168～6-5-179頁），乙55（57  
～92頁）に記載のとおりである。また、応答スペクトルに基づく地震動評  
価に係る各評価ケースのパラメータは、乙34（6-5-194～6-5-  
196頁，乙55（122～129頁）に記載のとおりである。

2 求釈明申立書第2項について

南海トラフの巨大地震に係る地震動評価について、内閣府検討会の「南海  
トラフの巨大地震モデル検討会」が設定したモデルの中から本件発電所に最  
も影響があると考えられる陸側ケースを基本モデルとして（答弁書（153  
～154頁）），これに本件発電所の敷地直下に強震動生成域（SMGA）  
を追加したケースにおける地震動評価結果のうち、解放基盤表面における地  
震動の最大加速度は、甲35（13頁）に記載のとおり、181ガルである  
なお、最大加速度181ガルは、断層モデルを用いた手法による評価結果で  
ある。

以上